

令和8年3月9日

鹿屋市長 郷原 拓男 様

鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 竹下 伸男

答申書の提出について

令和7年12月10日付け鹿総第829号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

1 事件名

公文書不開示決定処分取消請求事件（令和7年（情審）第3号）

## 1 審査会の結論

処分庁鹿屋市長（以下「処分庁」という。）による令和7年9月19日付け公文書不開示決定処分（以下「本件不開示決定処分」という。）及び令和7年9月19日付け公文書開示決定処分（以下「本件開示決定処分」という。）は、鹿屋市情報公開条例（平成18年鹿屋市条例第16号。以下「条例」という。）の解釈及び運用を誤ったものではなく、妥当であると認められる。

## 2 審査請求の概要

- (1) 審査請求人は、条例第5条の規定に基づき、令和7年7月30日付けで処分庁に対し、請求する公文書の件名又は内容を「鹿屋市花岡土地改良区は平成19年から平成21年度にかけ土地改良法48条、土地改良事業計画の変更等）の申請を行った。その際の地区編入したとする文書の開示請求 1.変更されたところの図面 2.変更された地区の字名（番地で特定しても良い何々から何々まで）定数変更認可申請→平成20年5月20日」とし、開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求における所管部署は農林商工部農地整備課である。
- (3) 処分庁は、「2.変更された地区の字名」（以下「変更に係る字名等」という。）については、条例第11条第2項の規定に基づき、令和7年9月19日付けで、本件不開示決定処分を行った。その理由は「公文書不存在」であり、具体的には、「土地改良事業変更（維持管理）計画書（以下「変更計画書」という）は、平成20年9月22日付けで花岡土地改良区から本市へ申請されているが、変更された地区の字名等が記載された文書は受理していないため。なお、土地改良事業の施行に係る地域の所在、地積及び現況（土地改良法施行規則第14条の2第1項第1号）については、変更計画書の「第一節 地域」及び「第二節 地籍」に記載されているものの、字名や番地については土地改良区が保管する土地原簿において特定されるものであり、当市はこの写し等を保有していないものである。」と示されている。
- (4) 処分庁は、「1.変更されたところの図面」（以下「変更に係る図面」

という。)については、条例第11条第1項の規定に基づき、本件開示決定処分を行った。

(5) 審査請求人は、本件不開示決定処分及び本件開示決定処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、鹿屋市長に対し、その取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

(6) 審査庁鹿屋市長（以下「審査庁」という。）は、令和7年12月10日付けで、条例第19条第1項の規定に基づき、鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に諮問した。

### 3 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求人の本件不開示決定処分に係る主張はおおむね次のとおりであり、本件不開示決定処分は不当であるとして、その取消しを求めている。

ア 平成19年から平成21年にかけて、鹿屋市花岡土地改良区にかかる土地改良事業計画の変更手続が行われた。当該変更手続は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第48条に基づくものである。法第48条に基づく手続は、変更後の土地改良事業の計画において地域の所在や現況を明記する必要がある。土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号。以下「規則」という。）第38条の3では、変更後の事業計画に係る地域の概要を定めることが求められている。

イ これらの法律に基づく手続においては、地区名や地番を具体的に記載することが求められているところ、変更後の花岡土地改良区における事業計画書には、これらの具体的な記載及び地区編入に関する情報が不足しており、瑕疵があると考えられる。

ウ 一方、平成21年5月27日に当該変更手続は鹿屋市長により認可された。つまり地区名や地番を具体的に記載等の手続が適切に行われた前提で鹿屋市は当該手続を認可したものと考えられる。

エ 認可をしている以上、適切な手続があったと推測されることから、

変更された地区の字名等が記載された文書を土地改良区から受理していないことを理由とする本件不開示決定処分はあり得ない。

(2) 審査請求人の本件不開示決定処分に係る主張はおおむね次のとおりであり、本件不開示決定処分は不当であるとして、その取消しを求めている。

ア 花岡土地改良区は、昭和24年5月8日付けで認可されている。その後、平成21年まで花岡土地改良区の地区編入にかかる法手続は全く行われていない。適切な法手続が行われていない以上、土地改良区の地区編入に係る図面があること自体が不自然と考えられる。

イ しかし、処分庁は、土地改良区の地区編入に係る編入地域概要図を本件不開示決定処分の際に審査請求人へ提供した。

ウ 適切な法手続が行われていない以上、処分庁が提供した編入地域概要図は、故意に作成したものと推測されることから、平成20年9月22日付けで鹿屋市花岡土地改良区からの土地改良事業（維持管理）変更申請時に添付された図面に関する文書が存在するという決定はあり得ない。

#### 4 処分庁の主張の要旨

(1) 処分庁の本件不開示決定処分に関する主張はおおむね次のとおりであり、審査請求の理由はなく、本件審査請求の棄却を求めている。

ア 鹿屋市花岡土地改良区に係る土地改良事業計画の変更手続の認可手続自体の無効を主張する部分は、本件不開示決定処分とは無関係の主張である。

イ 公文書の不存在があり得ないという主張は争う。

ウ 鹿屋市花岡土地改良区が平成19年から平成22年にかけて実施した土地改良事業計画の変更について、法令等で具体的に字名や番地を特定することを求める規定はない。なお、土地改良事業の施行に係る地域の所在、地積及び現況については、規則第36条第2項及び第14条の2第1項第1号に基づいて計画に定めることが求められる。

エ 土地改良事業変更（維持管理）計画書は、平成20年9月22日付け

で花岡土地改良区から本市へ提出されているが、変更された地区の字名等が記載された文書は受理していない。このことにつき違法不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるのが妥当である。なお、審査請求人の主張する変更手続にかかる具体的な地区名や地番については、法第29条に基づき土地改良区事務所に備え置かれている土地原簿に記載されるべき事項である。

(2) 処分庁の本件開示決定処分に関する主張はおおむね次のとおりであり、審査請求の理由はなく、本件審査請求の棄却を求めている。

ア 審査請求人の主張は、認可に係る法手続が行われていないという前提を置き、そのような文書は存在しないという判断を得たいという趣旨であると考えられ、その主張の内実は、認可手続の適法性を争う趣旨であると考えられる。認可手続の適法性は本件審査請求における審査の対象ではないことからすると、そもそも審査請求人の主張は理由がない。

イ また、審査請求人は本件開示決定処分に係る図面（概要図）が「故意に作図された」と主張しており、仮にその主張が「後から偽造したもの」という趣旨であるのであれば看過できないところがあるので、その点について反論する。

ウ 本件開示決定処分に係る図面は、花岡土地改良区が平成20年9月22日付けで作成し、本市が平成21年4月1日付けで収受した「土地改良事業（維持管理）計画変更認可申請書」に添付されている書類であり、当該認可は平成21年5月27日に行われている。したがって、認可手続は適法に行われており、その作成過程に違法・不当な点はない。

エ また、その後、審査請求人以外の者が、平成21年6月1日に「鹿屋市花岡土地改良区維持管理計画書及び地区を確定した図面（平成21年2月9日～3月9日公告縦覧した分）」という件名で開示請求を行っているところ、本市は同月8日に開示決定を行い、本件文書の開示を行っている。したがって、本件文書を「後から偽造」するようなことを行う余地はない。よって、審査請求人の主張は理由が

ない。

## 5 調査審議の経過

当審査会による調査審議の経過は以下のとおりである。

年月日	経過
令和7年12月10日	審査庁からの諮問
令和8年1月20日	令和7年度第3回鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会開催（口頭意見陳述及び審議等）

## 6 審査会の判断

### (1) 判断に当たっての基本的な考え方

条例第5条では、「何人もこの条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。」とし、市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を定めている。また、その対象となる「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものである。このことから、開示請求が認められるためには、実施機関が請求対象となる公文書を管理し、当該公文書が存在していることが前提となる。

当審査会は、公文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人それぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について判断するものである。

### (2) 本件不開示決定処分について

#### ア 審査請求人の主張について

審査請求人は、処分庁が規則に基づき変更された地区の字名及び地番が個別に列挙された文書の提出を受けていることを前提とする主張をしている。

しかしながら、規則第36条第2項及び第14条の2第1項第1号は、

「当該土地改良事業の施行に係る地域の所在、地積及び現況」を定めなければならないとしているところ、あくまで「地域の所在」の定めを求めているにすぎない。

したがって、規則が地番等により特定することまでを求めているものとは解されない。

#### イ 処分庁の判断の妥当性

処分庁は、変更された地区の字名及び地番が個別に列挙された文書を保有していない旨を主張しているところ、前述のとおり、地番等による地域の特定が規則上求められていないことからすれば、このような文書を保有していないという処分庁の主張は合理的であり、その主張を覆すに足りる審査請求人の主張及び提出証拠は存在しない。

したがって、「公文書不存在」を理由とした本件不開示決定処分に違法・不当な点はない。

#### ウ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、本事件における当審査会の上記判断を左右するものではない。

### (3) 本件不開示決定処分について

#### ア 審査請求人の主張について

(ア) 審査請求人は、花岡土地改良区の地区編入に係る法手続は全く行われていないとし、そのことを前提として開示請求の対象となる図面が存在しないはずである旨を主張している。しかしながら、処分庁は、花岡土地改良区が作成した「土地改良事業（維持管理）計画変更認可申請書」及び当該申請書に添付された図面を平成21年4月1日付けで收受した旨の公文書（收受記録等）を当審査会に提出しており、その文書が偽造・捏造等により作成されたものとは到底認められない。また、当該申請に基づく認可が平成21年5月27日付けで行われていることも記録により示されている。

したがって、当該申請書及び添付図面の收受記録等という客観的資料が存在する以上、法手続は全く行われていないという審査

請求人の主張はその前提を欠くものというべきである。

(イ) また、審査請求人は、開示された図面が後から作成されたものであるなどと主張している。

しかしながら、当該図面に関しては平成21年6月1日に第三者の開示請求があり、同年6月8日に処分庁が開示決定を行い実際に開示しているものと認められる。

したがって、開示図面が事後的に作成されたなどとする審査請求人の主張には理由がないものと認められる。

#### イ 処分庁の判断の妥当性

処分庁が提出した本件開示決定処分に係る図面は、花岡土地改良区が平成20年9月22日付けで作成し、鹿屋市が平成21年4月1日付けで収受した「土地改良事業（維持管理）計画変更認可申請書」に添付されている書類であると認められる（なお、当該認可は平成21年5月27日に行われている。）。よって、処分庁が当該図面を本件請求の開示対象文書と認定して本件開示決定処分を行ったことは、条例の趣旨に照らして合理的かつ適切な対応である。

#### ウ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、本事件における当審査会の判断を左右するものではない。

## 7 結論

以上のとおりであるから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、当審査会は、花岡土地改良区の地区編入に係る法手続自体の適法性等を認定する機関ではないことを念のため付言する。

令和8年3月9日  
鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会

会長	竹下	伸男
委員	井上	順夫
委員	内野	純子
委員	小林	千鶴
委員	森	克己